

令和8年4月波佐見町農業委員会総会議事録

日 時：令和8年4月27日（月）

午前10時30分

場 所：波佐見町役場

3階「第4会議室」

1. 出席委員

1 番 小林 孝幸	2 番 楠田 孝夫	
	5 番 田島 正孝	6 番 増田 京子
7 番 高尾 晃	8 番 谷村 英里子	9 番 村川 浩記
10 番 松下 喜光	11 番 山口 泰	13 番 西 秀敏
14 番 川島 博昭		

2. 欠席委員

4 番 田中 孝喜

3. 事務局

事務局長 朝長 哲也 係長 溝上 優太

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

11 番 山口 泰 13 番 西 秀敏

第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

「異議なし」により可決承認

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について

「異議なし」により許可相当として県知事に進達

議案第3号 波佐見町農業振興地域整備計画変更に伴う意見について

「除外することに異議なし」として県知事に進達

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について

「異議なし」により可決承認

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について

「異議なし」により可決承認

第3 報告事項

報告第1号 農地転用許可除外届（申告書）について

なお、議案内容については、別添提出議案集による。

令和 8 年 4 月 2 7 日（月） 午前 1 0 時 3 0 分 開会

溝上係長	ただいまから令和 8 年 4 月の波佐見町農業委員会定例総会を開会いたします。 開会にあたり川島会長からご挨拶をお願いします。
川島会長	<会長あいさつ>
溝上係長	ありがとうございました。次に先月の総会から現在までの農業委員会の会務について、引き続き川島会長から報告をお願いします。
川島会長	<先月の総会から現在までの会務報告>
溝上係長	ありがとうございました。それではここからは、議事の進行を会長が行います。
川島会長	それでは、議事日程に従って、会議を進めます。 議事日程第 1「会議録署名委員の指名」をいたします。 本日の会議録署名委員は 「1 1 番 山口委員」「1 3 番 西委員」をお願いします。
	次に、議事日程第 2、提出議案の審議に入ります。 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 1 番 を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	（別紙資料 議案第 1 号の申請番号 2 番を朗読し説明する。） 今回の申請は、自宅から離れており農地の適切な管理が出来ない譲渡人が譲渡を検討していたところ、譲受人と思惑が一致したため、所有権移転を伴う農地法第 3 条の申請をしています。 申請された農地については、野菜を作付けする予定で、草刈等を適切に行い周囲の迷惑にならないようにするとあり、地域に協力し進んで行動するとあることから、事務局としては、特段問題ないと判断しています。 以上、ご審議方よろしくをお願いします。
川島会長	それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 皿山地区の担当委員である「1 3 番 西委員」をお願いします。
西委員	はい、1 3 番 西です。事務局の説明とおりです。地目は田になっていますが、現況は長年自己保全になっています。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 1 番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

はい、それでは異議なしということで、議案第 1 号の申請番号 1 番は、許可することにいたします。

続きまして、**議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 2 番**を議題とします。事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第 1 号の申請番号 2 番を朗読し説明する。)

今回の申請は、譲渡人から令和 8 年 2 月 2 7 日に農地移動適正化あっせん事業の申し出があり、令和 8 年 4 月 7 日のあっせん委員会によって売買が成立している農地となります。

概要ですが、譲渡人は耕作が困難なため売却を検討していたところ、農業経営規模の拡大を模索していた譲受人と思惑が一致したため、あっせん事業を経て、所有権移転を伴う農地法第 3 条の申請をしています。

なお、申請された農地については、水稻を作付けする予定で、従来どおり耕作するので周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、地域に協力し、進んで行動するとあることから事務局としては、特段問題ないかと判断しています。

以上、ご審議方よろしく申し上げます。

川島会長

それでは、川内地区の担当委員である「9 番 村川委員」、補足説明がありましたらお願いします。

村川委員

はい、9 番 村川です。事務局説明のとおりです。現在も譲受人の方が耕作されてます。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 2 番は、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第 1 号の申請番号 2 番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 3 番及び 4 番を議題とします。なお、3 番及び 4 番は、関連議案となりますので一括して議題を審議いたします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第 1 号の申請番号 3 番及び 4 番を朗読し説明する。) 今回の申請は、譲受人が経営規模拡大を検討していたところ、譲渡人と思惑が一致したため、所有権移転を伴う農地法第 3 条の申請をしています。 申請された農地については、紅葉やユーカリなどの苗木を作付けする予定で、農業以外には使用しないため、周辺農地に影響を及ぼす恐れもなく、地域集落営農活動の中で生産活動に努力するとあることから、事務局としては、特段問題ないと判断しています。 以上、ご審議方よろしくお願ひします。
川島会長	それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 志折地区の担当委員である「11 番 山口委員」お願いします。
山口委員	はい、11 番 山口です。事務局の説明とおりです。ご審議方お願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の申請番号 3 番及び 4 番は、許可することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第 1 号の申請番号 3 番及び 4 番は、許可することにいたします。 続きまして、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について」の申請番号 1 番と 2 番を議題といたします。なお、1 番及び 2 番は、関連議案となりますので一括して議題を審議いたします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第 2 号の申請番号 1 番と 2 番を朗読し説明する。) 計画変更についてですが、第 5 条の規定による転用許可を受けた後、当初計画者自らが許可に係る転用計画を変更する場合、事前に事業計画の変更について県の承認を受ける必要があります。

溝上係長	今回の申請は、ただいま説明した変更理由のとおり、令和8年5月14日と令和8年6月14日まで許可が下りているもので、県営ため池改修工事が令和9年施工となったため、3年間、期間を延長するものです。 次に被害防除計画ですが、盛土を最高3m行い整地をしてから安定勾配で積み上げるため、崩壊等の心配もなく、雨水は自然流下により排水することとなっています。また、幅約8mの緑地、緩衝地を設けるため、周辺の農地に支障を生じさせないことから影響は少ないものと思われます。 以上のことから、事務局としては、期間延長はやむを得ないものと思っております。ご審議方よろしく申し上げます。
川島会長	それでは、ここで補足説明を担当委員からお願いしたいと思います。 金屋地区の担当委員である「4番 田中委員」をお願いします。
田中委員	はい、4番 田中です。事務局の説明とおりです。ご審議方をお願いします。
川島会長	それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。 (意見なし)
川島会長	それではお諮りします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に対する意見について」の申請番号1番と2番は、許可相当として進達することにご異議ございませんか。 (「異議なし。」 と呼ぶ者あり)
川島会長	はい、それでは異議なしということで、議案第2号の申請番号1番と2番は、許可相当として進達することにいたします。 続きまして、議案第3号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
溝上係長	(別紙資料 議案第3号について説明する。) 農用地の除外申請については、3か月に1回農林課で受付を行っており、今回は、令和8年3月10日に申請されたものについて、町長から農業委員会に意見を求められたものになります。 農用地除外の理由は、集合住宅を建設するためとなっていますが、事業計画者は、後継者がいないことなどを理由に、農地を維持管理していくことが困難な状況となっており、今後、集合住宅へ変更して土地の活用を図っていくとしていることから検討した結果、最適な土地が申請地以外になかったため、除外の申請をされています。

申請地は、農用地の指定を受けており、波佐見農業振興地域整備計画の変更により農用地から除外をすると、農地に接する道路に、上水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に小学校・中学校があることから、第3種農地と判断され原則として転用ができる農地となります。

なお、農用地の除外要件は、転用許可が可能なこと、農用地除外しても、土地利用の虫食い状態がないこととされていますが、道路で農地が分断されており、問題ないものと思われます。

次に、被害防除計画ですが、最高0.35mの盛土を行い、擁壁や防護柵を設けるとあります。雨水排水は水路放流し、汚水や生活雑排水は、下水道へ接続することとなっています。

また、幅3～5mの緑地、緩衝地を設けることから、近隣農地の日照、通風等の被害は生じないと思われます。

以上、ご審議方よりしくお願いいたします。

川島会長

それでは、折敷瀬地区の担当委員である「5番 田島委員」、補足説明がありましたらお願いします。

田島委員

はい、5番 田島です。事務局の説明とおりで。ご審議方お願いします。

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見はございませんか。

(意見なし)

川島会長

それではお諮りします。議案第3号「波佐見農業振興地域整備計画変更に伴う意見について」は「除外することに異議なし」として回答することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」 と呼ぶ者あり)

川島会長

それでは議案第3号については、「除外することに異議なし」として回答することにいたします。

続きまして、**議案第4号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」**、及び**議案第5号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」**を議題とします。

事務局から説明をお願いします。

溝上係長

(別紙資料 議案第4号について読み上げて説明する。)

今回提出した「所有者から農地中間管理機構への促進計画」は、〇〇郷〇〇他合計4筆で、面積は、合計8,686㎡となります。

利用権設定をするものは、〇〇市〇〇さん他３名で、利用権設定を受ける者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社となります。種別・利用目的は、新規・水田及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和８年７月１０日からで、１０年間の令和１８年７月９日までが２筆、３年１０カ月間の令和１２年５月９日までが１筆、１年９カ月間の令和１０年４月９日までが１筆となっています。

（別紙資料 議案第５号について説明する。）

次は、「農地中間管理機構から受け手への促進計画」になります。土地の所在及び面積は、〇〇郷〇〇他合計４筆で、面積は、合計 8,686 ㎡となります。

利用権設定をする者は、公益財団法人 長崎県農業振興公社で、利用権設定を受ける者は、〇〇郷〇〇さん他１名で、種別・利用目的は新規・水田及び変更・水田となっています。

期間はすべて令和８年７月１０日からで、１０年間の令和１８年７月９日までが２筆、３年１０カ月間の令和１２年５月９日までが１筆、１年９カ月間の令和１０年４月９日までが１筆となっています。

以上、ご審議方よろしくお願いします。

川島会長

審議に入りますが、利用権設定を受ける者の中に「〇〇委員」が入っており、農業委員会等に関する法律第３１条の「議事参与の制限」に基づき、議事に参与することができませんので、一時退室をお願いします。

（〇〇委員退室）

川島会長

それでは審議に入ります。どなたかご意見ございませんか。

（ 意見なし ）

川島会長

それではお諮りいたします。議案第４号「農用地利用集積等促進計画（所有者から農地中間管理機構）の要請について」、及び議案第５号「農用地利用集積等促進計画（農地中間管理機構から受け手）の要請について」、承認することにご異議ございませんか。

（ 「異議なし。」 と呼ぶ者あり ）

川島会長

異議なしということで、議案第４号及び議案第５号については、承認することといたします。

〇〇委員の入室を許可します。

（〇〇委員入室）

川島会長

続きまして、議事日程第3 報告事項に入ります。**報告第1号「農地転用許可除外届（申告書）について」**、事務局からの説明をお願いします。

溝上係長

（別紙資料 報告第1号を朗読し報告する。）

川島会長

報告事項については、審議をいたしませんので、これで日程第3 報告事項を終わります。

以上で本総会に付された案件はすべて終了致しましたので、波佐見町農業委員会4月定例総会を閉会します。

＊終了後、会長の号令により起立、解散のあいさつ。